

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 竹中土木
- (2) 代表者氏名 取締役社長 竹中 祥悟
- (3) 住 所 東京都江東区新砂一丁目1番1号

2 指名停止措置期間

令和8年8月10日～令和8年9月9日(1カ月間)

3 事 案 の 概 要

施工中の「近畿自動車道 九宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしていた

4 指名停止措置理由

山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による。

〈指名停止等措置要領別表1〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

問い合わせ先

山陽小野田市役所監理室 TEL0836-82-1180 FAX0836-38-7222